

第3次天理市男女共同参画社会づくり計画

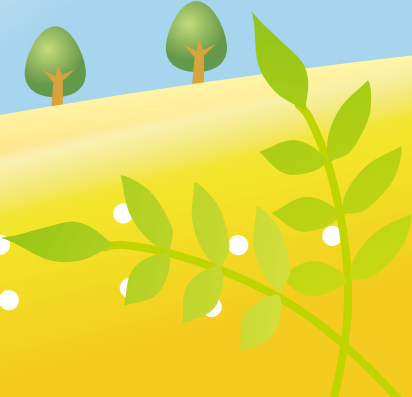
# かがやきプラン21

ひと ひと  
～女と男 ともにつくりよう 輝きのまち～



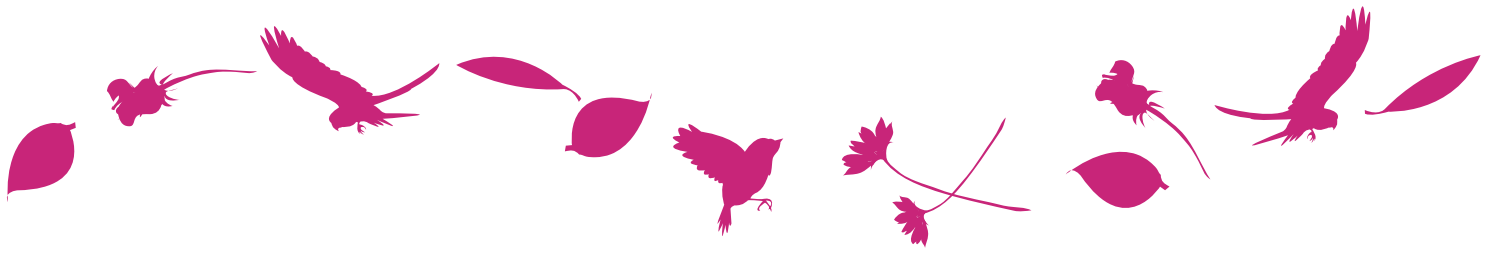
天理市

平成29年(2017年)3月



# 目次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> . . . . .	1
1. 計画策定の趣旨 . . . . .	2
2. 計画の位置づけ . . . . .	3
3. 計画の目標と基本理念 . . . . .	3
4. 計画の期間 . . . . .	3
5. 計画の推進体制 . . . . .	4
6. 計画の進行管理 . . . . .	4
<b>第2章 計画策定の背景</b> . . . . .	5
1. 社会情勢についての認識 . . . . .	6
(1) 日本社会全体における状況の変化 . . . . .	6
(2) 女性をめぐる状況の変化 . . . . .	7
(3) 男性の仕事と生活を取り巻く状況 . . . . .	8
(4) 東日本大震災・熊本地震の経験から得た教訓 . . . . .	8
2. 世界・国・県の取組 . . . . .	9
(1) 世界の取組 . . . . .	9
(2) 日本の取組 . . . . .	10
(3) 奈良県の取組 . . . . .	11
3. 天理市の取組 . . . . .	12
<b>第3章 計画の内容</b> . . . . .	13
計画の施策体系図 . . . . .	14
<b>基本目標Ⅰ 意識を変える ～人権尊重にもとづく男女平等の意識を根づかせる～</b>	
基本方針1 男女の人権の尊重 . . . . .	16
基本方針2 男女共同参画の視点に立った教育の推進 . . . . .	19
基本方針3 女性に対するあらゆる暴力の根絶 . . . . .	21
<b>基本目標Ⅱ しくみを変える ～あらゆる分野での男女共同参画を実現する～</b>	
基本方針1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 . . . . .	24
基本方針2 働く場における男女共同参画の推進 . . . . .	27
基本方針3 地域における男女共同参画の推進 . . . . .	30
<b>基本目標Ⅲ 社会基盤を整える ～誰もが安心して心豊かに暮らせる社会基盤をつくる～</b>	
基本方針1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） . . . . .	32
基本方針2 生涯を通じた健康支援 . . . . .	34
基本方針3 様々な困難を抱えている人が安心して暮らせる環境の整備 . . . . .	35
女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針に基づく推進計画について . . . . .	36
計画がめざす指標 . . . . .	37
<b>資料</b> . . . . .	39



# 第1章

## 計画の基本的な考え方



# 1. 計画策定の趣旨

---

わが国においては、男女共同参画社会実現のための基本法となる「男女共同参画社会基本法」<sup>1</sup>の中で、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、様々な取組が進められています。

本市では、平成11年（1999年）に「人権尊重」と「男女共同参画社会の実現」を基本理念とした「てんり女性プラン～天理市男女共同参画社会づくり計画～」、次いで平成18年（2006年）には、「第2次天理市男女共同参画社会づくり計画～かがやきプラン21～」を策定し、女性も男性もそれぞれの個性を活かしながら、自らの意志によって社会のあらゆる分野に、対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会の実現をめざして取組を進めてきました。

しかし、職場や家庭、地域活動の場においては、従来の固定的な性別役割分担意識<sup>2</sup>がいまだ根強く残っている上、重大な人権侵害である配偶者や交際相手からのドメスティック・バイオレンス(DV)<sup>3</sup>などといった深刻な被害も見られます。

将来にわたって、社会状況の変化に対応し、真に豊かで活力のある社会を築くためには、女性と男性が互いに人権を尊重しつつ、あらゆる分野に共に参画して、喜びも責任も分かち合うことが重要であり、様々な場面において男女共同参画の視点で物事をとらえ直すことが必要です。

本計画は、男女共同参画社会の実現に向け、地域の実情に沿いながら、市民、事業者等と協働で男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

---

<sup>1</sup>男女共同参画社会基本法：45 ページ

<sup>2</sup>性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」といった、性別によって役割を固定する考え方や意識のこと。性別によって役割を固定する意識は、結果的に男女格差を生み、男女の対等な社会参画を困難にする要因となっている。

<sup>3</sup>ドメスティック・バイオレンス：一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある男女（パートナー）間における暴力を指す。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、心理的な苦痛を与える精神的暴力、性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなど経済的に圧迫する行為も含まれる。

## 2. 計画の位置づけ

---

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であり、国の「第4次男女共同参画基本計画」ならびに「奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）」をふまえて策定しました。併せて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく推進計画を含みます。

また、本計画は「天理市総合計画」を具体化するための分野別計画として位置づけられるとともに人権、保健・福祉・医療、環境、まちづくり等の関連計画を、男女共同参画の視点で横断的にとらえる役割を果たします。

## 3. 計画の目標と基本理念

---

上位計画である「天理市第5次総合計画（後期基本計画）」の基本理念「つながり、にぎわい・未来を創造するまち～人と人とのむすびつきを大切にし、みんなでつくる活力のあるまち、天理市～」を念頭におき、本計画では、市民一人ひとりの「輝き」を実現するには、「男女平等」と「共同参画」が欠かせないことから、「女と男<sup>ひとひと</sup> ともにつくろう 輝きのまち」を目標に掲げます。

さらに、基本理念を「男女の人権の尊重」、「あらゆる分野での男女共同参画の確立」、「**固定的な性別役割分担意識の変革**」とします。

## 4. 計画の期間

---

計画の期間は、平成29年度（2017年度）から平成36年度（2024年度）の8年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

## 5. 計画の推進体制

---

### (1) 天理市男女共同参画推進本部

本市における男女共同参画の総合的かつ効果的な推進を図るために設置しています。副市長が本部長、教育長及び上下水道事業管理者が副本部長、各部局長が本部員となり、市の男女共同参画を進めるための施策について、関係部局との総合調整を図ったり、男女共同参画に必要な事項を推進したりします。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により策定された「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」<sup>4</sup>に基づき、女性職員の活躍の推進に向けた体制整備についても取組を行います。

### (2) 天理市男女共同参画推進委員会

推進本部に、その所掌事項の効率的な推進を図るために設置しています。男女共同参画課長を会長とし、会長及び各部局よりそれぞれ1名ずつ指名された推進員をもって構成します。

推進員は、男女共同参画の視点を浸透させ、男女共同参画の施策・事業を推進するために、率先して男女が働きやすい職場づくりを目指して取組を進めています。主に以下の職務を行います。

- ①推進本部で決定した事項の実施に必要な協議に関すること
- ②推進本部から付託された事項の調査、研究及び立案に関すること
- ③各部課の男女共同参画事業の調整に関すること
- ④その他男女共同参画の推進を図る上で必要な事項

### (3) 天理市男女共同参画プラザ(かがやきプラザ)

男女共同参画施策の推進拠点である「男女共同参画プラザ」において、さらなる周知や情報発信を行うとともに、男女共同参画の視点に立った講座や相談事業など、その機能を充実させ、より効果的な事業を展開します。また、市内女性団体等との連携をさらに進め、市民参加・ネットワークづくりなどに取り組みます。

## 6. 計画の進行管理

---

庁内の各課が実施する男女共同参画関連施策について毎年調査を行い、進捗状況を把握し、計画を着実に遂行します。国や県の動向についても情報収集に努めます。計画期間中の社会情勢の変化に対応した新しい施策についても、進捗状況の把握、進行管理の対象とします。

---

<sup>4</sup> 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画：41 ページ



## 第2章

# 計画策定の背景

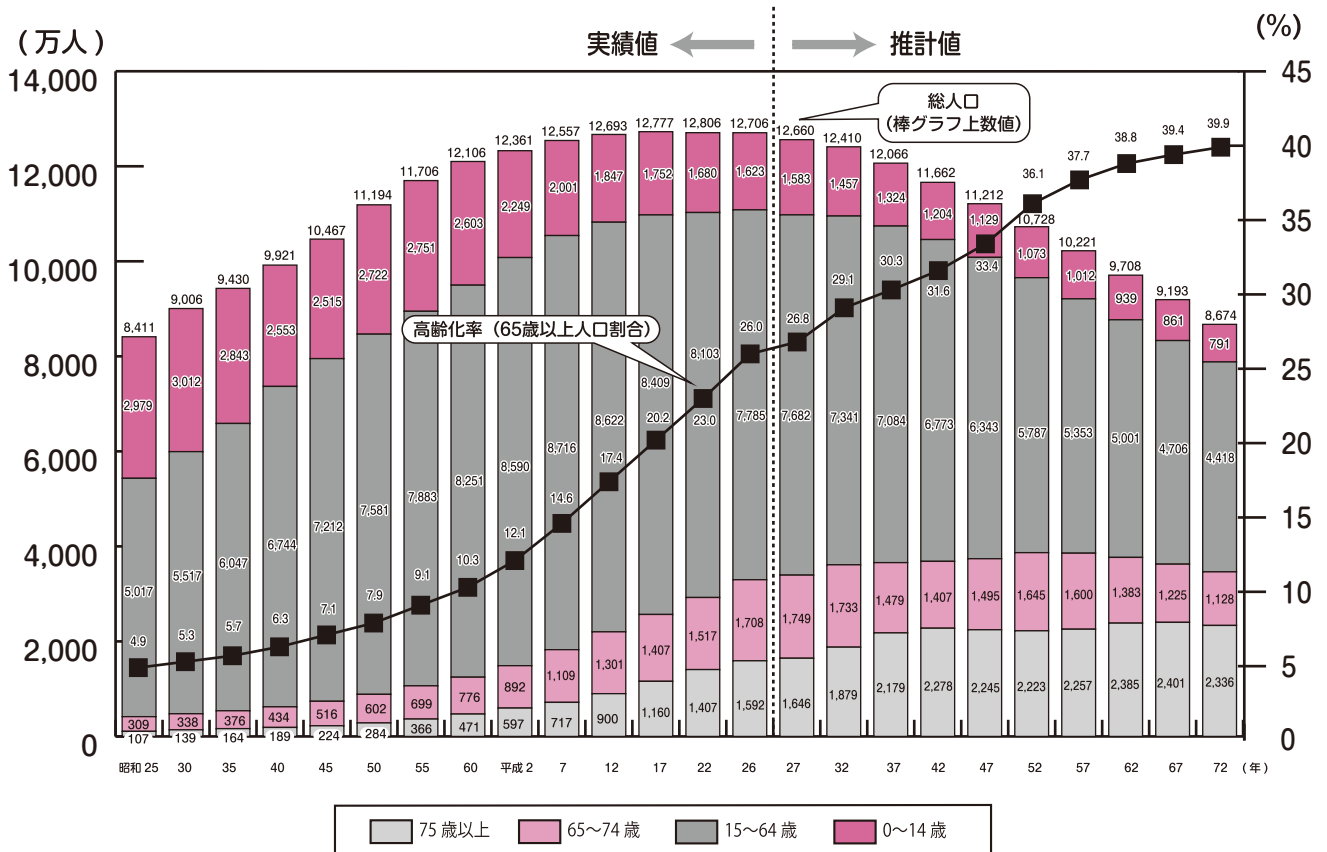


# 1. 社会情勢についての認識

## (1) 日本社会全体における状況の変化

わが国においては、少子高齢化の急速な進展により、平成20年（2008年）をピークに総人口は減少に転じ、今後も急減すると見込まれています。（図1）少子高齢化といった人口構成の大きな変化や経済のグローバル化による産業競争の激化などにより、経済社会の構造が変化し、非正規労働者の増大を始めとする雇用の不安定化、社会保障の持続可能性など、様々な課題が生じています。このような中、社会の持続可能性の確保や諸課題の解決に向けて、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。

### ● 高齢化の推移と将来推計（図1）



資料：総務省「国勢調査」、総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所（2015年）



## (2) 女性をめぐる状況の変化

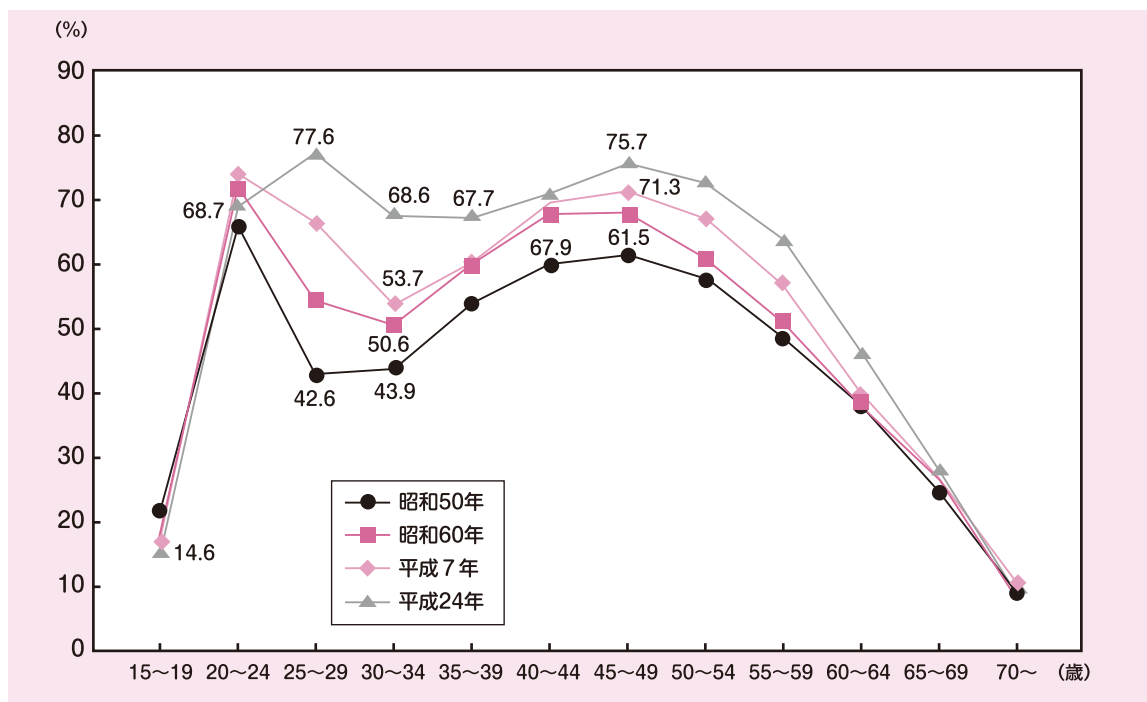
政府は平成15年（2003年）6月、「社会のあらゆる分野において、平成32年（2020年）までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を掲げ取組を進めてきました。その結果、女性の活躍の動きが拡大し、わが国社会が大きく変わり始めていますが、まだまだ社会全体での共有が十分であるとは言えません。

また、働く女性が増加する中、結婚・出産を機に離職する女性の割合が高いのが現状ですが、再び働きたいと希望を持っている女性が約300万人存在するなど、女性は、経済の好循環の担い手としてわが国最大の潜在力とも言えます。

さらに、共働き世帯は年々増加傾向にあり、個人の生き方は多様化してきています。しかし「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な性別役割分担意識等に基づく従来型の社会システムの下では、事実上、育児・家事・介護等で女性に多くの負担がかかることが想定され、これからは、男女の多様な生き方を可能とする社会システムへの転換も求められます。

一方、晩婚化・未婚化や高齢者人口の増加による単身世帯、離婚によるひとり親世帯が増加している中で、特に女性は、出産・育児による就業の中断や非正規雇用などを背景に、貧困等の生活困難に陥りやすいという状況もあります。

### ●女性労働力率の推移（図2）



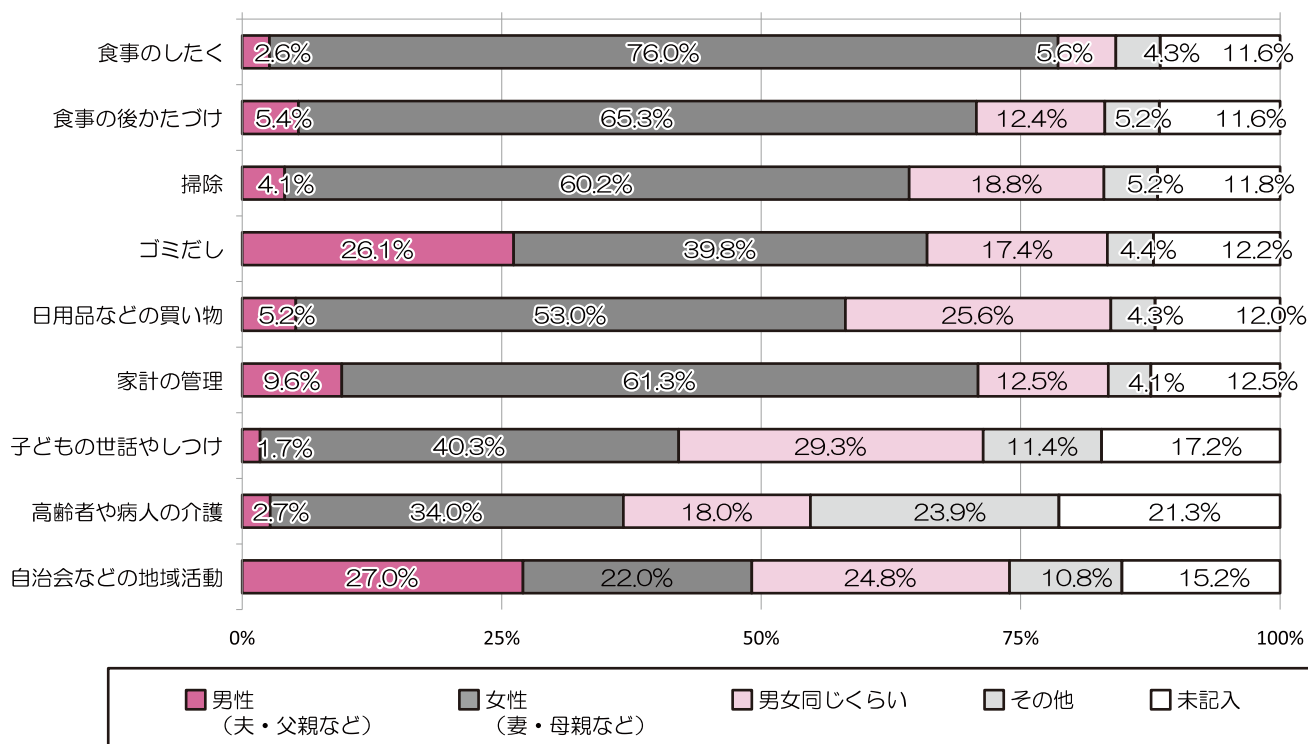
資料：総務省「労働力調査」

### (3) 男性の仕事と生活を取り巻く状況

女性の就業率も高まり、ライフスタイルや世帯構造の変化など、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、依然として固定的な性別役割分担意識、男女の能力・適性に関する固定的な見方や様々な社会制度・慣行などが残っています。

特に、長時間労働は、育児・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、男性自身の仕事と生活の調和の実現も阻害する要因になっています。このため、男性が置かれている現状の労働環境等についても、見直していく必要があります。

#### ●あなたの家庭では、次のような役割は現在どなたが主に担当されていますか（図3）



資料：「平成27年度天理市政アンケート調査報告書」

### (4) 東日本大震災・熊本地震の経験から得た教訓

被災地において、救助・救護・医療・消火活動及び復旧・復興の担い手として、多くの女性が活躍しました。様々な経験から、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画が不可欠であること、災害対応における男女共同参画の視点が重要であることなどから、それらの実現のためには、平時からあらゆる場、組織に女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れることが重要であると改めて認識されました。

## 2. 世界・国・県の取組

---

### (1) 世界の取組

国際連合では、「国際婦人年」である昭和50年（1975年）に、メキシコにおいて「第1回世界女性会議」が開催され、世界行動計画が採択されました。さらに、昭和51年（1976年）からの10年間を、「国際婦人の十年」と定め、世界各国へ女性に対する差別の撤廃を呼びかけました。

平成7年（1995年）、北京で開催された「第4回世界女性会議」では、女性に対するあらゆる暴力の撤廃、女性の性と生殖に関する健康の促進、政策決定過程での男女の平等な参画など12の重要問題領域における戦略目標と、各国が取るべき行動が盛り込まれた「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

これに基づき平成12年（2000年）に、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開かれ、「北京行動綱領」の実施状況の検討と評価を行うとともに、今後の戦略及びさらなる行動についての討議が行われ、女性に対する暴力は違法行為であるとすることや、エイズ防止に向けた政策の採用などを盛り込んだ「成果文書」が採択されました。さらに、平成17年（2005年）には、「北京+10」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」「女性2000年会議成果文書」が再確認され、完全実施に向けた一層の取組が国際社会に求められました。

平成21年（2009年）には、女子差別撤廃委員会の最終見解が公表され、民法における婚姻適齢、女性の再婚禁止期間、及び選択的夫婦別氏制度<sup>5</sup>に関する国内法の規定を整備することなどが指摘されています。

平成23年（2011年）には、ジェンダー<sup>6</sup>平等と女性のエンパワーメント<sup>7</sup>のための国連機関（UN Women）が発足しました。

---

<sup>5</sup> 選択的夫婦別氏制度：夫婦は同じ氏を名乗るという現在の制度に加えて、希望する夫婦が結婚後もそれぞれの結婚前の氏を名乗る制度。本制度の導入については、引き続き検討を進めることとされている。

<sup>6</sup> ジェンダー：社会的、文化的につくられた性差のことで、それぞれの性にふさわしいとされる思考や行動・態度のことをいう。生物学的な性別（セックス）と区別して用いられる。

<sup>7</sup> エンパワーメント：個人の潜在能力を開発し、自己の権利や自尊心を回復することにより、経済力のみならず、政治的・社会的な意思決定に参画し、さまざまな場面において自分自身で決定できる力をもつことを意味する。

## (2) 日本の取組

わが国では、国際社会の動きに対応し、昭和50年（1975年）に婦人問題企画推進本部が設置され、昭和52年（1977年）には、女性行政関連施策の10年間の方向性を明らかにした、国内行動計画が策定されました。

「国籍法」及び「戸籍法」の改正、「男女雇用機会均等法」の制定など国内法整備の後、昭和60年（1985年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准しました。

平成11年（1999年）には、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。平成12年（2000年）には、この法律に基づき、10年間の長期的な方向性を示した「男女共同参画基本計画」が、平成17年（2005年）には、それまでの取組の一層の推進と新たな課題に対応するため、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されました。

平成22年（2010年）には、国連の女子差別撤廃委員会の最終見解において指摘された課題を受け、実行性のある行動計画として、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成27年（2015年）には、女性の職業生活における活躍の推進について、基本原則及び、国・地方公共団体・事業主の責務を明らかにする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、また、平成32年度（2020年度）までの基本的な方針及び施策の基本的方向と具体的な取組を示した「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画では、全体にわたる横断的視点として、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍が、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために、特に必要な要素として位置づけられました。

### (3) 奈良県の取組

奈良県では、昭和52年（1977年）に「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」設置後、昭和61年（1986年）に「奈良県婦人行動計画」を策定、同年に「奈良県女性センター」が設立されました。

平成9年（1997年）に奈良県婦人行動計画を引き継いだ「なら女性プラン21－奈良県女性行動計画（第二期）」が策定され、さらに、平成13年（2001年）には、男女共同参画の推進に関する基本理念や県、県民、事業者の責務等を定めた「男女共同参画推進条例」が施行されました。

平成14年（2002年）に「なら男女共同参画プラン21（奈良県男女共同参画計画（なら女性プラン21改訂版）」が策定され、平成18年（2006年）には、男女がお互いに大切なパートナーとして思いやり、ともに豊かな生活を送ることができる社会をめざし、「なら男女GENKIプラン（奈良県男女共同参画計画（第2次）」が策定されました。そして、平成28年（2016年）3月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「推進計画」としても位置づけられる「奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）」が策定されました。



### 3. 天理市の取組

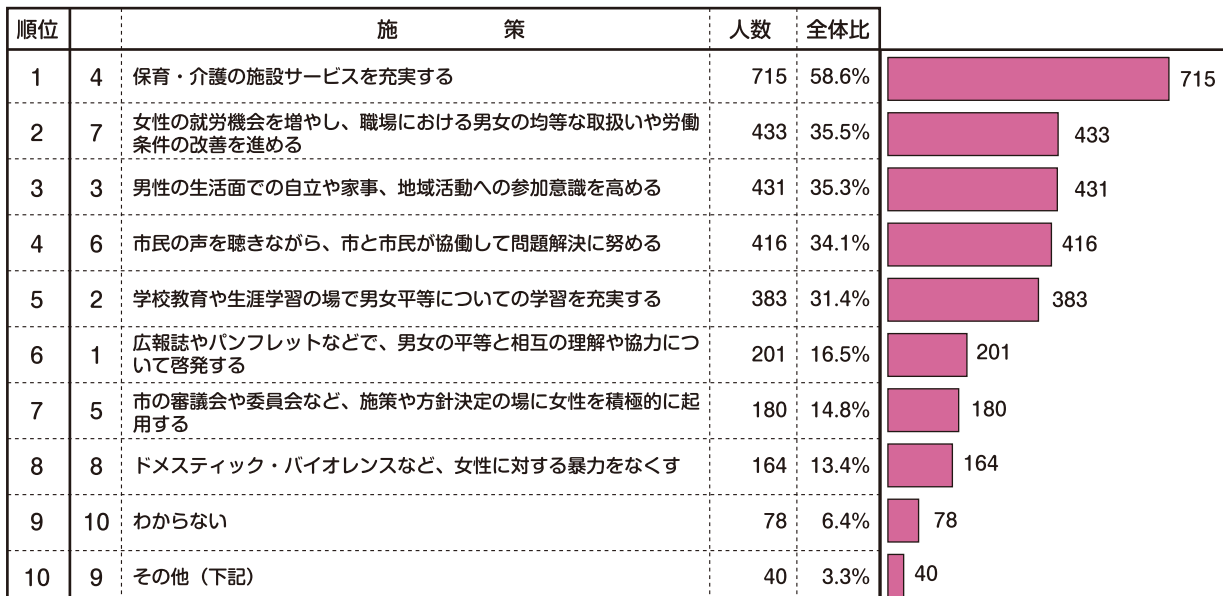
本市では、平成10年（1998年）4月に、女性施策の推進と市民の活動拠点となる「天理市女性センター」を開設し、平成14年（2002年）4月には、より男性も参加しやすい施設にと、名称を「天理市男女共同参画プラザ（かがやきプラザ）」、課名も女性施策課から男女共同参画課に改めました。

平成11年（1999年）3月には、「人権尊重」と「男女共同参画社会の実現」の二本の柱を基本理念とした「てんり女性プラン～天理市男女共同参画社会づくり計画～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めてきました。平成18年（2006年）には、それまでの行動計画に基づく理念を継承しつつ、また、「男女共同参画社会基本法」の制定をはじめとする社会経済情勢や地域の実情に対応した男女共同参画のまちづくりを進めるために、目標年次を平成27年度（2015年度）とする「第2次天理市男女共同参画社会づくり計画～かがやきプラン21～」を策定しました。

平成27年（2015年）に、男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、市政アンケートにより調査を行い、多方面から現状の把握と今後の課題の抽出を行いました。

（図4）また、平成28年（2016年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、平成32年度（2020年度）までを計画期間とした「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定しました。

#### ●男女共同参画社会をつくるためには、どのような施策が必要でしょうか（図4）



資料：「平成27年度天理市政アンケート調査報告書」

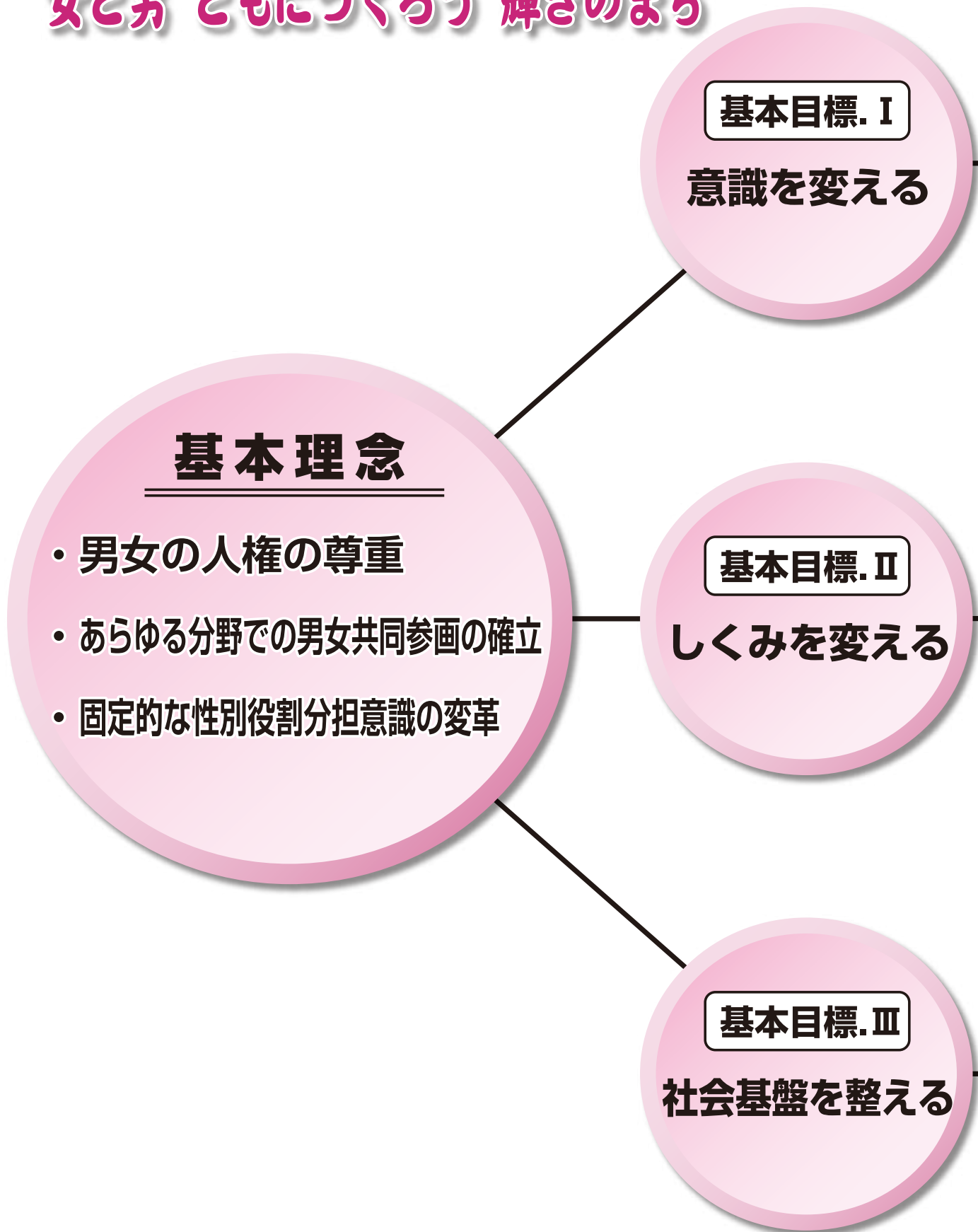


## 第3章

# 計画の内容



ひと ひと  
女と男 ともにつくりよう 輝きのまち



**基本理念**

- 男女の人権の尊重
- あらゆる分野での男女共同参画の確立
- 固定的な性別役割分担意識の変革

**基本目標.Ⅰ**

意識を変える

**基本目標.Ⅱ**

しくみを変える

**基本目標.Ⅲ**

社会基盤を整える



## 基本方針

### 1. 男女の人権の尊重

- ① 男女の人権を確立するための意識の向上
- ② 男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の推進
- ③ メディアからの情報を読み解く能力の向上

### 2. 男女共同参画の視点に立った教育の推進

- ① 学校等における男女共同参画の視点に立った教育の推進
- ② 家庭や地域社会における男女共同参画の視点に立った教育の推進
- ③ 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進

### 3. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ① 暴力を許さない社会への意識啓発
- ② 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等の推進
- ③ 性犯罪への対策の推進

### 1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ① 審議会等委員の女性登用の促進
- ② 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進
- ③ 企業等の方針決定過程への男女共同参画の促進

### 2. 働く場における男女共同参画の推進

- ① 男女が共に働きやすい職場づくりの推進
- ② 多様な就業ニーズに対応した就業支援
- ③ 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

### 3. 地域における男女共同参画の推進

- ① 地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
- ② 防災における男女共同参画の推進
- ③ 男女共同参画の視点に立ったまちづくり活動の促進

### 1. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

- ① ワーク・ライフ・バランスについての理解の促進
- ② 育児・介護休業制度などの定着と利用促進
- ③ 男性にとってのワーク・ライフ・バランスの促進

### 2. 生涯を通じた健康支援

- ① 男女の身体的特徴をふまえた医療の充実
- ② 男女の心の健康支援や相談体制

### 3. 様々な困難を抱えている人が安心して暮らせる環境の整備

- ① 様々な困難を抱えている人が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援
- ② ひとり親家庭に対する支援の充実
- ③ 生活上の困難に直面する人への支援

## 重点項目

# 基本目標 I . 意識を変える

～人権尊重にもとづく男女平等の意識を根づかせる～

## 基本方針 1 . 男女の人権の尊重

男女共同参画社会を実現するためには、男女の個人としての尊厳が重んじられ、また、性別による差別的取扱いをされることなく、女性も男性も一人の人間として能力が発揮できる機会を確保されることが大切です。

市政アンケートでは、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思わない」という人の割合が半数を超えてきてはいるものの、保留的な態度を取る人や賛成する人が合わせて半数近くを占め、性別役割分担という考え方がいまだ肯定されるという背景がみられます。(図5) また、「社会生活において男女平等であると思われるか」の問いには、社会全体や職場・政治の場において、男性が優遇傾向にあると答える人の割合が半数を超えています。(図6)

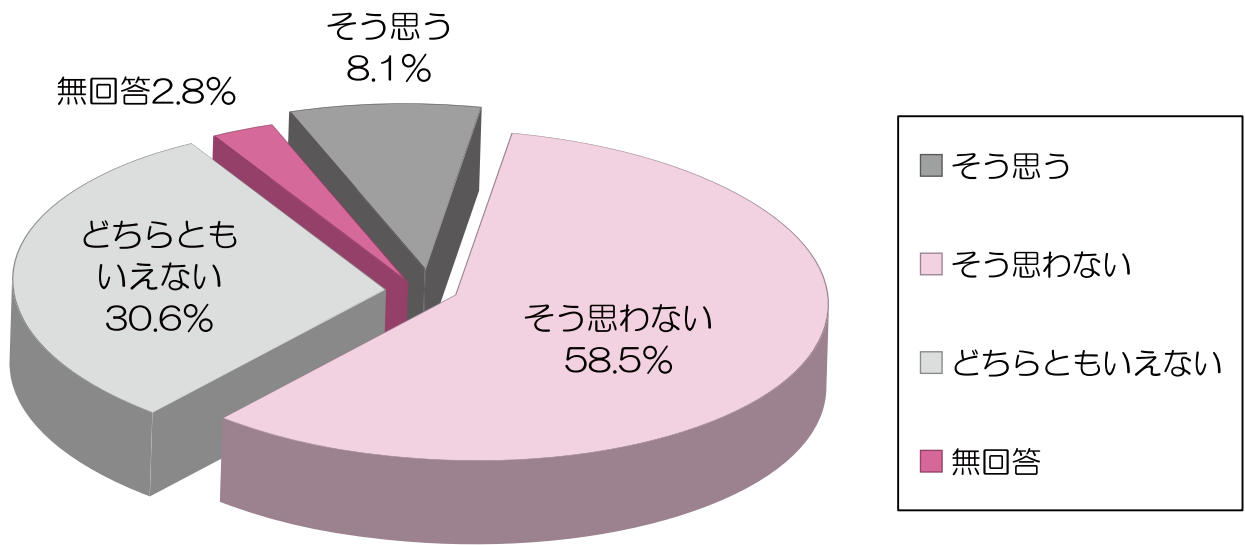
家庭や地域においては、お互いが認め合い協力し合うことによって家族のパートナーシップや地域のコミュニティが強化され、家庭生活の充実・地域力の向上へとつながります。また、職場においては、女性も男性も、意欲に応じて活躍できる場が確保されることによって、個人の能力が最大限に発揮でき職場に活気がもたらされます。これらが、ひいては、一人ひとりの豊かな人生へとつながるのではないのでしょうか。

これらのことをふまえ、女性も男性も一人の人間として、対等な立場でお互いに尊重しあえる関係づくりをこれまで以上に進めます。さらに、市職員のすべてに男女平等意識が浸透し、施策に反映されるよう庁内における意識啓発も推進します。

行政機関は市民に対して多数の情報を発信しています。公的機関が発信する情報が、男女共同参画を推進する内容になるよう、カットやイラストの表現等も含め、あらゆる角度から男女平等の視点に立った点検を行います。

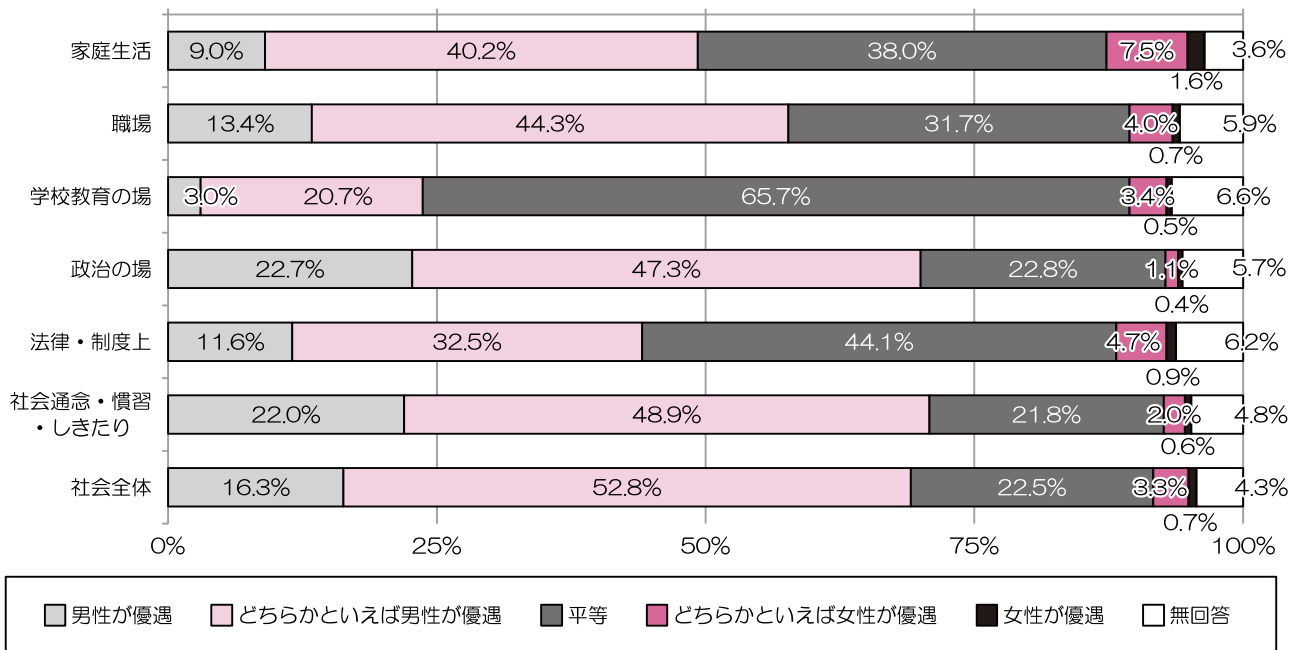
また、近年、社会における情報関連技術の発達は目覚ましく、様々なメディアを介して多様な情報があふれています。それら多くの情報に対する判断力を養うとともに、適切に発信する力を身につける学習機会も提供します。

● 「男は仕事、女は家庭」という考え方について (図5)



資料：「平成27年度天理市政アンケート調査報告書」

● 社会生活において男女平等であると思われるか (図6)



資料：「平成27年度天理市政アンケート調査報告書」

## 重点項目1 男女の人権を確立するための意識の向上

	具体的重点項目	担当課
1	●人権の視点に立った慣習・しきたりについての学習 慣習・しきたりにおける人権問題の啓発	人権センター
2	●地域活動における男女平等意識の浸透 地域団体を通じた、男女平等意識の浸透への働きかけ	市民協働推進課 生涯学習課

## 重点項目2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の推進

	具体的重点項目	担当課
3	●さまざまな人権課題に対する理解の促進 講座や啓発冊子、広報紙などによる、人権問題に関する啓発や情報提供	人権センター 男女共同参画課
4	●人権尊重の観点による広報紙等刊行物の点検 職員の人権意識の向上と、性や年代などさまざまな立場から見た刊行物の内容についての点検	全課
5	●表現ハンドブック等の活用の徹底 国や県が発行する表現ハンドブックを活用した、男女共同参画の視点に立った表現の見直しへの取組	全課

## 重点項目3 メディアからの情報を読み解く能力の向上

	具体的重点項目	担当課
6	●情報の読解力を高める講座の開催 媒体ごとの特性を理解し、受け取る情報を多様な角度から解読する力を身につける講座等の開催	人権センター 男女共同参画課

## 基本方針2. 男女共同参画の視点に立った教育の推進

男女共同参画社会を実現するためには、次世代を担う子どもたちへの教育も必要となります。子どもの頃からの教育や啓発が、男女共同参画の意識の育成に大きく影響することから、発達段階に応じて、男女共同参画社会の必要性を認識したり、一人ひとりの個性を尊重することの大切さを学んだりすることが重要です。

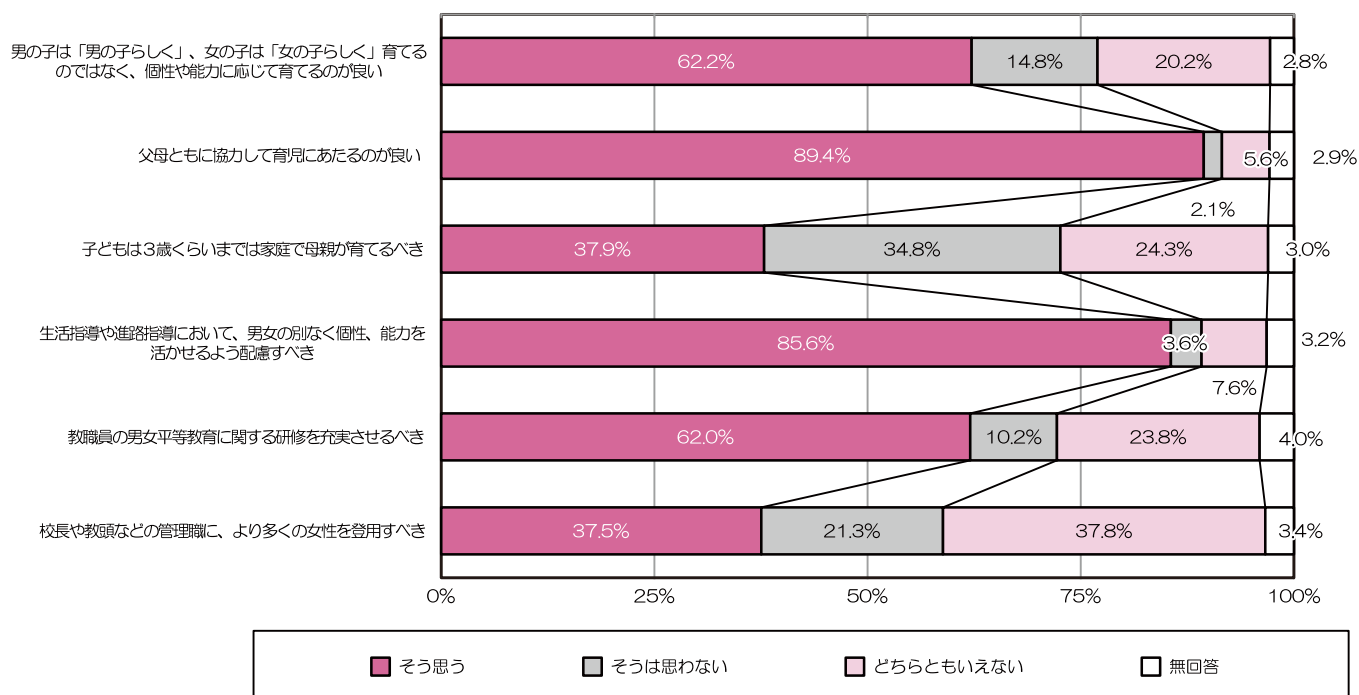
特に、子どもたちが多くの時間を過ごす学校生活において、個性を尊重し男女が共に能力を伸ばしていくことができる教育が推進されることによって、男女共同参画の意識の育成が促されます。

学校生活の様々な場面で、男女に関わりなく力を発揮できるような配慮をしたり、男女の別なくリーダー的役割を担って、集団をまとめる力を養う機会を作ったりするなど、学校現場での現在の取組を更に推進していきます。

一方、男女共同参画社会の実現には、あらゆる世代への意識啓発も必要です。健康寿命が伸びたことや余暇時間が増大したことにより、生涯学習活動が活発に行われるようになってきています。学習がより豊かな生き方につながるためには、男女共同参画の視点が欠かせません。さまざまなテーマをとらえて、男女平等、男女共同参画の視点に立った学習機会を提供します。

また、今日の学校教育においては教育を受ける権利は確立され、制度上の男女不平等はありませんが、国の「第4次男女共同参画基本計画」では、とりわけ女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成を促しています。学校生活で男女が対等に活躍できる雰囲気づくりや、幅広く進路を選択できる支援を行います。

### ●家庭での子育てや学校教育などについて、どのように考えているか（図7）



資料：「平成27年度天理市政アンケート調査報告書」

## 重点項目1 学校等における男女共同参画の視点に立った教育の推進

	具体的重点項目	担当課
7	●男女共同参画と個性の尊重を基本とする保育・教育の推進 性別に捉われない、自立心・自己決定能力・コミュニケーション能力・思いやり等豊かな心の育成	学校教育課 児童福祉課 教育総合センター
8	●男女共同参画の視点に立った研修の充実 教育関係者に対する男女共同参画に関する研修の充実	教育総合センター 学校教育課 児童福祉課

## 重点項目2 家庭や地域社会における男女共同参画の視点に立った教育の推進

	具体的重点項目	担当課
9	●家庭における男女共同参画意識の浸透 男女共同参画の視点に立った意識啓発や講座の充実	児童福祉課 学校教育課 男女共同参画課
10	●地域活動における男女共同参画意識の浸透 地域における、人権や男女共同参画に関する研修等の実施	市民協働推進課 生涯学習課

## 重点項目3 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進

	具体的重点項目	担当課
11	●多様な職業観を獲得するキャリア教育の推進 職業体験学習など、性別にとらわれない幅広い職業選択の可能性を提示する機会の推進	学校教育課
12	●学校生活の役割における男女平等の徹底 性別にかかわらずリーダー的役割を担い、集団をまとめる力量形成の機会の充実	学校教育課

### 基本方針3. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）<sup>8</sup>等は、加害者・被害者の間柄を問わず許されることではありません。その被害者の多くは女性であり、その背景には、性別役割分担意識や経済力の格差等、男女の置かれた現状が深く根ざしていると思われます。

市政アンケートによると、「DVを受けた経験の有無」について、いずれの項目においても9割前後はDVを受けたことが「ない」との回答でしたが、その一方で「精神的暴力」については、「一、二度あった」が2.8%、「何度もあった」が5.7%という結果となっています。（図8）

個人に対する暴力は、身体への暴力ばかりでなく、精神的・性的暴力など様々な形で社会に存在し、重大な人権侵害であり、また、男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を阻害するものです。

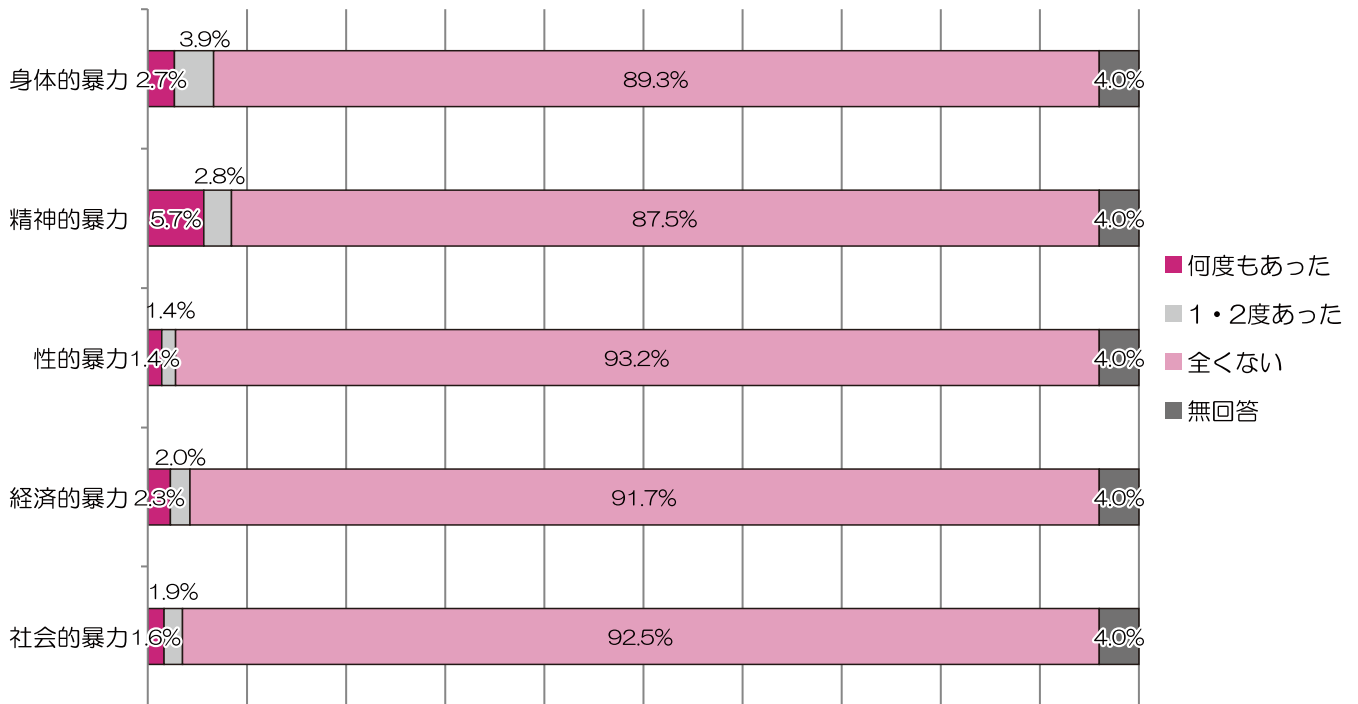
こうした状況をふまえ、女性に対する暴力についての理解を深め、関係機関との連携を密にしながら被害者の支援に努めると共に、暴力を許さない社会意識を構築していきます。

また、暴力をふるう側の意識や生活態度を変革し、暴力によらないコミュニケーションの方法を探るためのプログラム研究など、加害者にならないための取組も検討します。



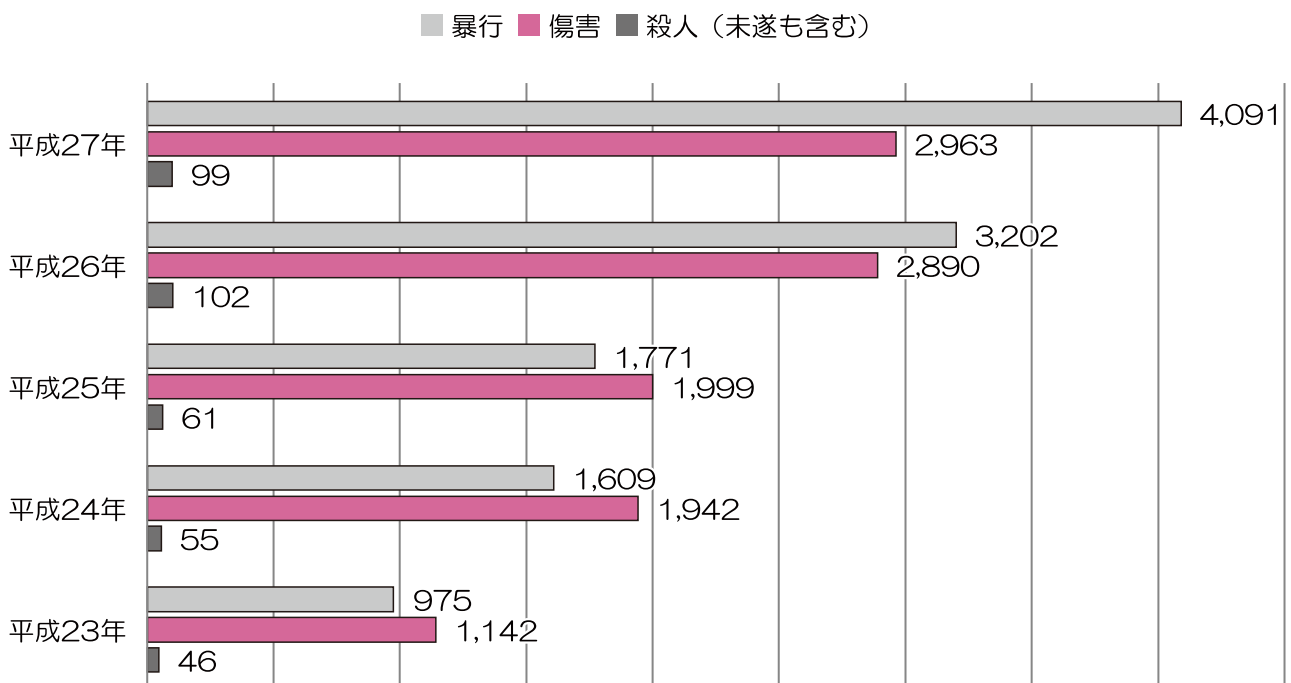
<sup>8</sup> セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）：性的嫌がらせのこと。継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、「改正男女雇用機会均等法」では、セクハラ防止は事業主の責任としている。単に雇用関係にある者の間だけでなく、施設における職員とその利用者との団体、地域における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。

### ●DVを受けた経験の有無（図8）



資料：「平成27年度天理市政アンケート調査報告書」

### ●配偶者からの犯罪検挙状況(全国)（図9）



資料：警察庁



## 重点項目1 暴力を許さない社会への意識啓発

	具体的重点項目	担当課
13	<p>●女性に対する暴力の社会的認識の浸透</p> <p>広報紙や情報誌等によるDV、ストーカー等の暴力や虐待防止に関する啓発及び情報提供</p>	男女共同参画課 児童福祉課 健康推進課 人権センター
14	<p>●セクシュアル・ハラスメント防止のための環境づくり</p> <p>職場や学校・地域におけるセクシュアル・ハラスメントに対する認識を深めるための意識啓発研修会等の実施</p>	男女共同参画課 人権センター

## 重点項目2 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等の推進

	具体的重点項目	担当課
15	<p>●相談体制の充実</p> <p>女性のための相談や法律相談等の相談窓口の充実</p>	男女共同参画課 児童福祉課 健康推進課 市民協働推進課
16	<p>●関係機関と連携した具体的支援の実施</p> <p>県や関係機関と連携した、緊急一時保護・救援活動・就労支援等の支援体制の推進</p>	男女共同参画課 児童福祉課 健康推進課 産業振興課
17	<p>●窓口対応における被害者保護の徹底</p> <p>DV・ストーカー被害者を保護するための窓口対応についての職員間の認識・共有と、支援措置の実施</p>	市民課
18	<p>●個人情報の保護体制の強化</p> <p>全庁内において個人情報に対する保護体制の強化</p>	全課

## 重点項目3 性犯罪への対策の推進

	具体的重点項目	担当課
19	<p>●加害者にならないための取組の検討</p> <p>暴力の根底にある加害者自身の問題や克服のための県や近隣自治体等と協働した更生プログラムの構築</p>	男女共同参画課

# 基本目標Ⅱ. しくみを変える

～あらゆる分野での男女共同参画を実現する～

## 基本方針1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

女性のあらゆる分野における政策・方針決定過程への参画は、男女共同参画社会を実現する基盤となるものであり、様々な分野で進んできてはいますが、先進国と比べるといまだ十分とは言えません。

世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数<sup>9</sup>2016」(図10)によると、平成28年(2016年)の日本の順位は、144か国中111位という結果であり、経済、教育、政治、保健の4つの分野の中でも特に経済・政治が低い結果となっています。このような結果の中、まずは行政が、審議会等における女性委員比率の向上など、その役割を率先して果たしていく必要があります。

本市の審議会等の女性委員比率は、「かがやきプラン21」において30%の目標値を掲げていましたが、平成27年度(2015年度)は19.8%と、平成16年度(2004年度)の14.7%に対し、わずかに上昇してはいるものの、目標値には、まだまだ取組が必要なのが現状です。

また、市職員の女性の管理職(一般行政職課長補佐級以上)比率を見ると、平成27年度(2015年度)末で14.0%であり、こちらも、本市の「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に定める成果目標の20%以上に向けて、今後、取組を進めていく必要があります。

政策・方針決定過程に女性の視点を取り入れることで、より多様な意思が公平・公正に反映され、特に行政分野においては、バランスの取れた質の高いサービスの実現につながることから、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)<sup>10</sup>の実行等を通じて、女性の積極的な活用・登用に向け今後も推進していく必要があります。

さらに、行政が男女共同参画のモデル職場となるよう改革を進め、民間機関における取組の促進や、女性自身が積極的な参画意識をもつための意識啓発などに努めます。

<sup>9</sup> ジェンダー・ギャップ指数：各国の社会進出における男女格差を示す指標。世界経済フォーラム(WEF)が毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される。

<sup>10</sup> ポジティブ・アクション(積極的改善措置)：社会の対等な構成員として、さまざまな分野の活動に参画する機会の男女間格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

ジェンダー・ギャップ指数 (2016) (図10) 主な国の順位

順位	国名	値
1	アイスランド	0.874
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.815
5	ルワンダ	0.800
6	アイルランド	0.797
7	フィリピン	0.786
8	スロベニア	0.786
9	ニュージーランド	0.781
10	ニカラグア	0.780
11	スイス	0.776

13	ドイツ	0.766
17	フランス	0.755

35	カナダ	0.731
45	米 国	0.722

50	イタリア	0.719
----	------	-------

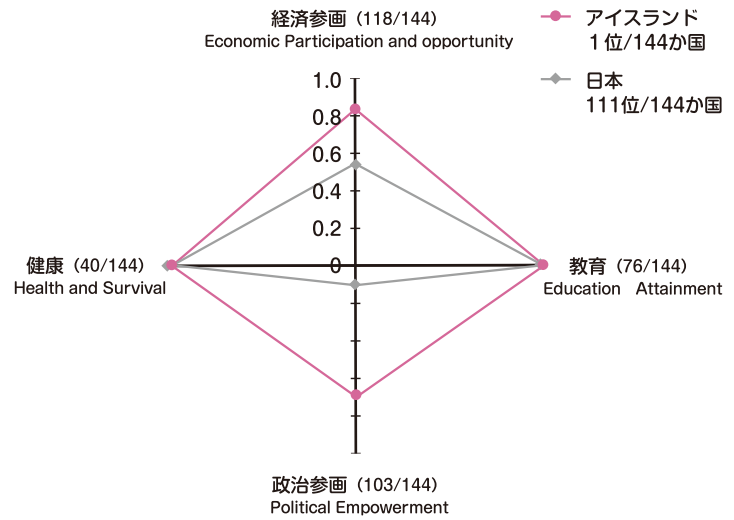
75	ロシア	0.691
----	-----	-------

99	中 国	0.676
----	-----	-------

111	日 本	0.660
-----	-----	-------

116	韓 国	0.649
-----	-----	-------

ジェンダー・ギャップ指数 (2016) (図11) 各分野の日本の順位と比較



資料：世界経済フォーラム「ザ・グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書2016」

### 重点項目1 審議会等委員の女性登用の促進

	具体的重点項目	担当課
20	●審議会等委員への女性の登用意識の浸透 審議会等への女性委員の登用目標30%、女性委員がゼロの審議会の解消	全課

### 重点項目2 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進

	具体的重点項目	担当課
21	●積極的改善措置の取組 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づいた取組	人事課
22	●女性職員の能力開発や参画意識の推進 女性職員の意識高揚とスキルアップに向けた研修や、女性の活躍に向けた庁内研究会の開催	人事課 男女共同参画課

### 重点項目3 企業等の方針決定過程への男女共同参画の促進

	具体的重点項目	担当課
23	●企業等における女性登用促進の働きかけ 女性管理職登用や職域拡大、それに伴う能力開発への積極的な取組促進のための啓発、情報提供	産業振興課 男女共同参画課

## 基本方針2. 働く場における男女共同参画の推進

女性の就業率の高まり、ライフスタイルや世帯構造の変化など、女性を取り巻く環境は大きく変化しています。にもかかわらず、性別役割分担意識や男女の能力・適性に関する固定的な見方、様々な社会制度・慣行等により、女性に育児・家事・介護等の負担がかかり、仕事と生活を両立することを困難にしているという状況は、依然として変わりなくあります。

働く場において男女共同参画を推進していくためにも、女性に育児・家事・介護等の負担がかかるということへの対策について、具体的に検討していくことが必要です。

フレックスタイム制度の導入や在宅勤務・テレワーク<sup>11</sup>などを視野に入れた幅広い就労への支援も必要であり、また、男性の育児・家事・介護等への積極的な参加を促し、育児休業や出産休暇・介護休業等の取得を促進していくことも重要です。

市政アンケートでも、女性が仕事を続けるためには、保育や介護のための施設の充実とともに、女性が働くことに対する家族や周囲の理解と協力が必要であるとの結果が出ています。(図12)

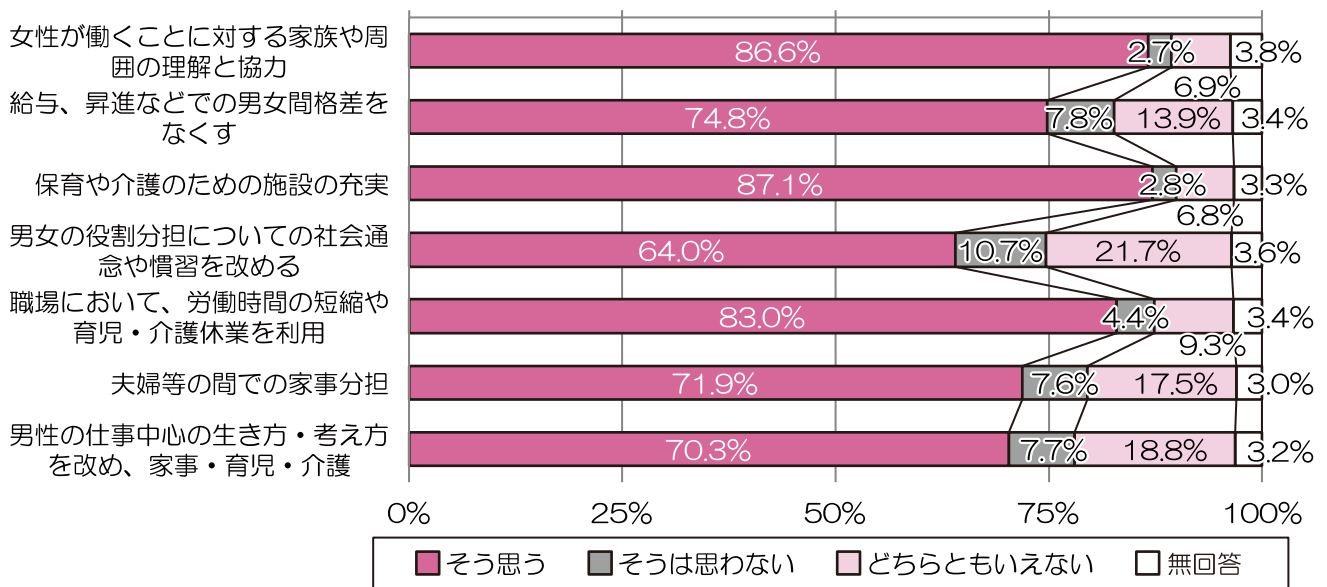
市役所においても、雇用の場のモデルとなるべく、男女平等を徹底すると共に、「天理市次世代育成支援特定事業主行動計画」の実行的な推進を図り、健康でゆとりのある働き方ができるよう環境整備の推進に努めます。

また、市政アンケートによると、職場においてセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を受けた人の割合が多いという結果が見られます。このことから、あらゆる職場でセクシュアル・ハラスメントを許さない環境づくりへの取組を推進します。

---

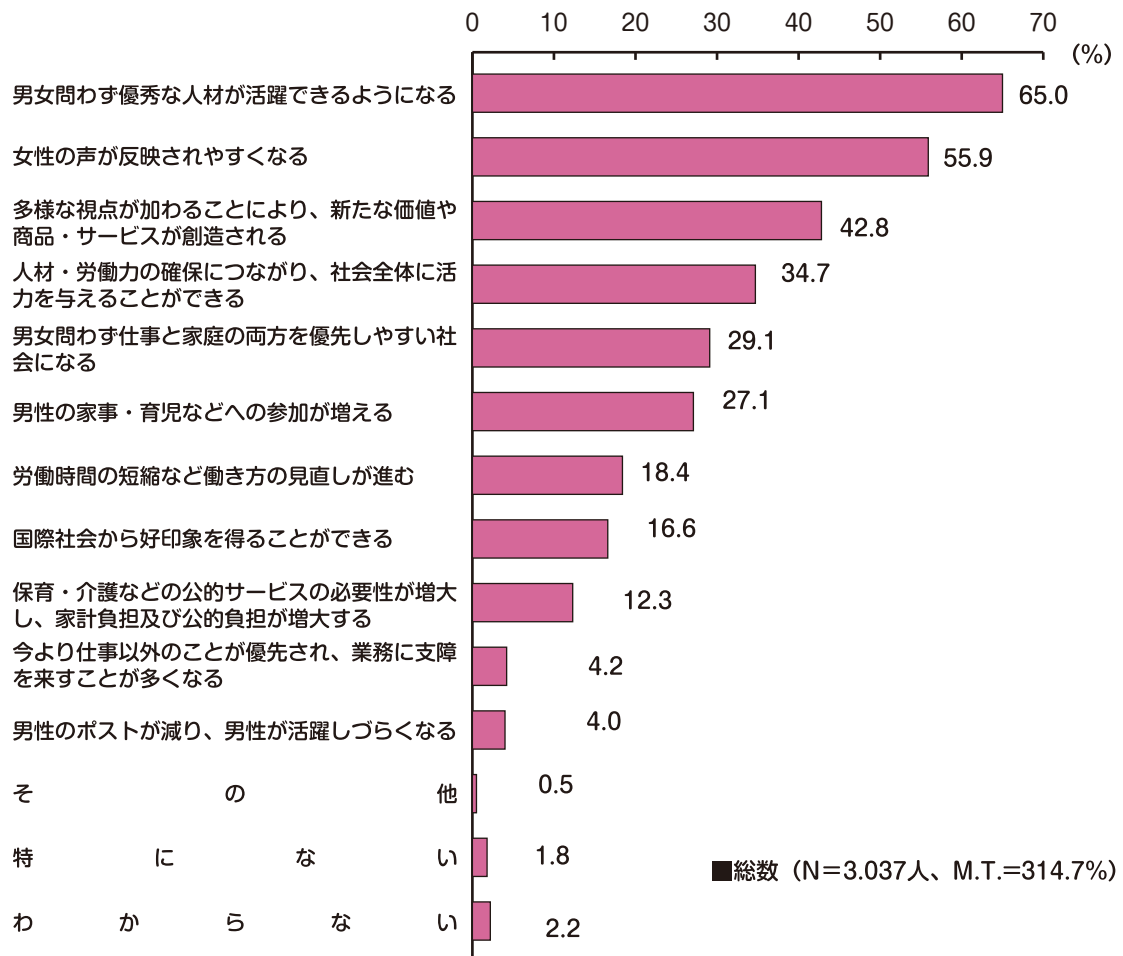
<sup>11</sup> テレワーク：ICT（情報通信技術）を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

## ●女性が仕事を続けるために、どのようなことが必要だと思うか（図12）



資料：「平成27年度天理市政アンケート調査報告書」

## ●平成26年度 女性の活躍推進に関する世論調査（図13）



資料：内閣府

## 重点項目1 男女が共に働きやすい職場づくりの推進

	具体的重点項目	担当課
24	<p>●各種制度の周知と啓発</p> <p>育児・介護休業制度等の周知と、男女がともに育児・介護の知識や技術を習得する学習機会の提供</p>	<p>児童福祉課 健康推進課 介護福祉課 男女共同参画課</p>
25	<p>●行政・企業における両立支援の促進</p> <p>次世代育成支援の推進・啓発や両立支援の取組の促進</p>	<p>人事課 産業振興課</p>

## 重点項目2 多様な就業ニーズに対応した就業支援

	具体的重点項目	担当課
26	<p>●就業等への支援</p> <p>子育て支援サービスや学童保育事業等の充実、仕事と育児の両立支援対策の推進</p>	<p>児童福祉課 学校教育課</p>
27	<p>●多様な働き方を可能にするための取組</p> <p>新しい就業形態（テレワーク等）の提供や起業に対する支援</p>	<p>産業振興課</p>

## 重点項目3 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

	具体的重点項目	担当課
28	<p>●男女平等の就労環境整備、法の遵守</p> <p>男女雇用機会均等法の周知徹底と啓発</p>	<p>産業振興課</p>
29	<p>●セクシュアル・ハラスメント等の防止の取組</p> <p>相談窓口の設置や、さまざまなハラスメントの防止に関する意識啓発</p>	<p>男女共同参画課 人権センター</p>

### 基本方針3. 地域における男女共同参画の推進

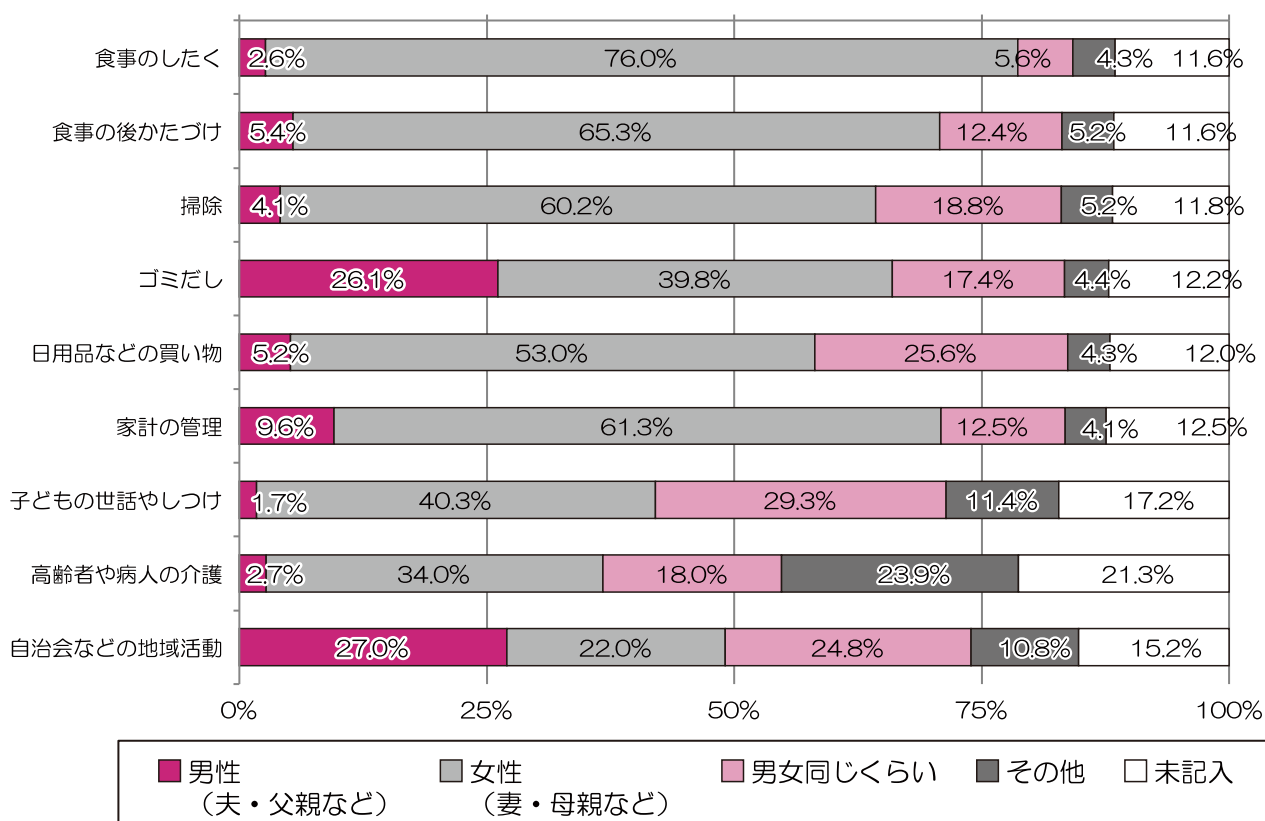
少子高齢化や人口減少が進む中、地域では一人暮らしの高齢者や単身世帯が増加してきています。地域社会の中で、いつまでも安心して生活していくことができるようになるには、自立に向けた力を高めることが大切です。しかし、固定的な性別役割分担意識による慣習やしきたりが、地域社会の中にはいまだ根強く残っているのが現状です。

市政アンケートの結果からも、家庭での主な役割担当について、まだまだ、女性が多くの割合を占めている状況がわかります。また一方、自治会などの地域活動においては、男性の割合が多く、女性の参画が少ないという状況もあります。(図14)

豊かな人生を送る上では、男女が経済面、生活面それぞれをともに支え合うことが、不測の事態、社会環境の変化に対しての適応力を高めることにつながります。

また、今後益々、行政と住民が協働で様々な問題に対応していくことが必要となってくる中で、地域に根ざした組織や団体の活動など、地域防災やまちづくり等の取組においても男女共同参画の視点が反映されるよう推進していきます。

#### ●家庭での主な役割担当 (図14)



資料：「平成27年度天理市政アンケート調査報告書」



## 重点項目1 地域における男女共同参画の基盤づくりの推進

	具体的重点項目	担当課
30	●家庭・地域における男女平等意識の浸透 家庭・地域活動の役割分担においての男女平等意識への働きかけ	男女共同参画課
31	●女性リーダーの養成 リーダー研修等の開催や国・県等の研修への派遣	男女共同参画課
32	●ネットワーク活動の支援 男女共同参画に向けた自主的活動団体等の連携の支援	男女共同参画課 生涯学習課

## 重点項目2 防災における男女共同参画の推進

	具体的重点項目	担当課
33	●地域防災への男女共同参画の推進 男女共同参画の視点を踏まえた防災知識の普及や情報提供、自主防災組織の推進	防災課

## 重点項目3 男女共同参画の視点に立ったまちづくり活動の促進

	具体的重点項目	担当課
34	●地域活動等における男女共同参画の促進 市内環境課題や地域における課題を、男女ともに学習できる研修会の開催や活動団体の支援	市民協働推進課 環境政策課

# 基本目標Ⅲ．社会基盤を整える

～誰もが安心して心豊かに暮らせる社会基盤をつくる～

## 基本方針 1．仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）<sup>12</sup>

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、誰もが安心して心豊かに暮らせる社会の実現にとって、とても重要なものとなります。また、政策・方針決定過程への女性参画の拡大を進める上でも不可欠であり、企業の活性化にもつながります。

ワーク・ライフ・バランスが実現した社会では、多様な働き方が確保され、個人のライフスタイルやライフサイクルに合わせた働き方の選択が可能となります。女性も男性も育児・家事・介護や地域活動、さらには自己啓発のための時間を確保できるようになり、自立した個人として真に豊かな生活の実現へとつながります。また、特に男性にとっても生きやすい社会になるという認識のもと、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ると共に、男女の均等な機会と待遇の確保を図りながら、子育て支援等とも連携し取組を進めていきます。

---

<sup>12</sup> ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期という人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

## 重点項目1 ワーク・ライフ・バランスについての理解の促進

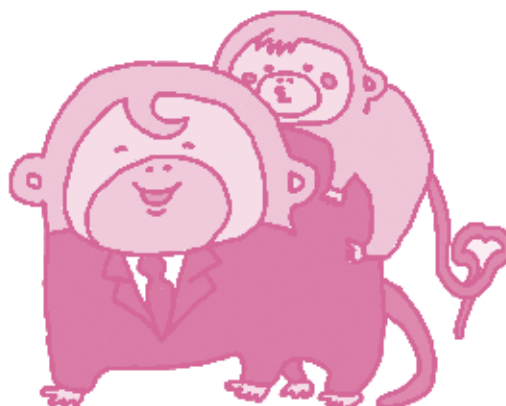
	具体的重点項目	担当課
35	●ワーク・ライフ・バランスの普及・促進 市民・事業者へのワーク・ライフ・バランスの普及・促進	男女共同参画課

## 重点項目2 育児・介護休業制度などの定着と利用促進

	具体的重点項目	担当課
36	●育児・介護休業等の取得促進 職員が育児・介護休業等を取得しやすい職場づくりや、特に男性の取得促進	全課

## 重点項目3 男性にとってのワーク・ライフ・バランスの促進

	具体的重点項目	担当課
37	●男性の育児・家事・介護や地域活動への参画促進のための環境づくり 育児・介護休業制度等の利用の促進や、地域活動への参加支援	男女共同参画課 健康推進課
38	●啓発・広報活動の推進 講座等の開催や広報紙などによる男性の家事参加等の啓発	男女共同参画課 健康推進課



## 基本方針2. 生涯を通じた健康支援

高齢化社会が進む中、男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送るためにも、男女共にお互いの身体的な性差について十分理解し合い、思いやりをもって生きていくことが、これからは益々重要となってきます。

特に女性は、妊娠・出産など、生涯を通して健康上の問題に直面するということを、男女共、留意しておく必要があり、女性の生涯を通じた心身の健康の保持増進を支援する一層の取組を推進しなくてはなりません。

また、働き盛りの男性が自殺したり心を患ったりするその背景には、固定的な性別役割分担意識に伴う過大な責任感があるとも考えられます。このため、男性の心身の健康にも配慮が必要であると考えられます。

生涯を通じて男女共に健康な心身を維持していくことは、すべての人の願いです。こうした観点から、健康に対する正確な知識・情報を入手し、日頃から自発的に心身の健康づくりに取り組み、推進していく必要があります。

### 重点項目1 男女の身体的特徴をふまえた医療の充実

	具体的重点項目	担当課
39	●専門外来等の情報提供 専門外来の特徴や実施機関等についての情報提供	健康推進課

### 重点項目2 男女の心の健康支援や相談体制

	具体的重点項目	担当課
40	●心の健康問題への理解促進と啓発 心の健康問題に対する理解を深める学習機会や情報の提供	健康推進課 男女共同参画課
41	●“こころ”の相談事業の充実 面談・電話による相談の充実	男女共同参画課

## 基本方針3. 様々な困難を抱えている人が安心して暮らせる環境の整備

一人ひとりの尊厳が重んじられ、いきいきと暮らすことができるまちづくりのためには、様々な状況に置かれている人々が社会の中で自立し、安心して暮らせる環境の整備が必要です。貧困等の生活上の困難に対応していくには、女性も男性も働き続けることができ、また生活していけるだけの賃金の確保が重要で、このためにも、男女共同参画社会の実現を進める必要があります。特に、男女間の賃金格差の解消や均等な機会と待遇の確保、ワーク・ライフ・バランスの推進、非正規雇用における課題の解決等に取り組みます。また、高齢者や障がい者、ひとり親家庭、性的指向や性同一性障害などの理由で、生活上困難な状況に置かれている場合には、相談事業や支援体制等の整備を充実させる必要もあります。

男女共同参画の視点に立って、誰もが住みやすいまちづくりへの取組を進めていきます。

### 重点項目1 様々な困難を抱えている人が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援

	具体的重点項目	担当課
42	●高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の就労促進 事業所に対しての、雇用促進の働きかけ	介護福祉課 児童福祉課 産業振興課
43	●子育て世代への支援の充実 子育て世代すこやか支援センター「はぐ〜る」での切れ目のない子育て支援と、孤立解消に向けた取組	児童福祉課 健康推進課

### 重点項目2 ひとり親家庭に対する支援の充実

	具体的重点項目	担当課
44	●ひとり親家庭の生活自立の支援 ひとり親家庭の悩み相談や医療支援等の充実と、生活面や経済面からの自立支援に向けた取組	児童福祉課 社会福祉課 保健医療課

### 重点項目3 生活上の困難に直面する人への支援

	具体的重点項目	担当課
45	●人権相談の充実 困難な状況を抱える人への人権尊重の視点に立った相談事業の充実	人権センター 児童福祉課 男女共同参画課

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針に基づく推進計画について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」では、わが国全体として女性の活躍を推進するためには、国が実施する施策に加え、職業生活を営み、又は営もうとする女性にとって身近な市町村において、それぞれの地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進することが重要であり、この取組を計画的かつ効果的に進めるため、女性活躍推進法第6条に基づく推進計画を策定することが望ましいとされています。

本市では、この取組を本計画における関連施策に基づいて、計画的にすすめて、活力ある地域社会の実現に向けて女性の活躍を推進していくこととします。

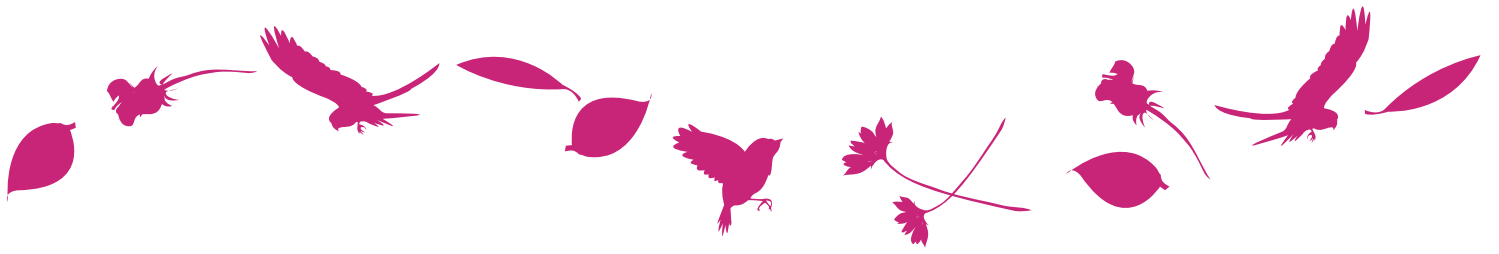
計画の推進期間中に、本計画で掲げる次の関連施策に沿って女性の職業生活における活躍の推進にむけた取組に努めます。

基本目標	基本方針	重点項目
I. 意識を変える	2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	3 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進
II. しくみを変える	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	2 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進
		3 企業等の方針決定過程への男女共同参画の促進
	2 働く場における男女共同参画の推進	1 男女が共に働きやすい職場づくりの推進
		2 多様な就業ニーズに対応した就業支援
3 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保		
III. 社会基盤を整える	1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	1 地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
		1 ワーク・ライフ・バランスについての理解の促進
		2 育児・介護休業制度などの定着と利用促進
	3 男性にとってのワーク・ライフ・バランスの促進	
3 様々な困難を抱えている人が安心して暮らせる環境の整備	1 様々な困難を抱えている人が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援	

## 計画がめざす指標

基本方針	指標項目	現状値	目標値
<b>基本目標Ⅰ 意識を変える</b>			
男女の人権の尊重	性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）についてそう思わない人の割合	58.5% (H27市政アンケート調査)	70% (H36年度)
男女共同参画の視点に立った教育の推進	男女共同参画推進講座参加者数	292人 (H27年度実績)	300人 (H36年度)
女性に対するあらゆる暴力の根絶	DVを受けたことがある（「何度もあった」「1・2度あった」）人の割合	9.9% (H27市政アンケート調査)	0% (H36年度)
<b>基本目標Ⅱ しくみを変える</b>			
政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	審議会等における女性委員の割合	19.8% (H27年9月現在)	30%以上 (H32年度)
	市職員の管理的地位（課長補佐級以上）における女性職員の割合*	14% (H27年度末)	20%以上 (H32年度末)
働く場における男女共同参画の推進	30歳代、40歳代の女性の就業率*	30歳代 39% 40歳代 38% (H22 国勢調査)	30歳代 50% 40歳代 50% (H32 国勢調査)
地域における男女共同参画の推進	家庭での主な役割担当で男性の占める割合（9項目の平均）*	9.4% (H27市政アンケート調査)	30% (H36年度)
<b>基本目標Ⅲ 社会基盤を整える</b>			
仕事と生活の調和	市の男性職員の配偶者の出産に係る特別休暇取得率*	91.6% (H27年度)	100% (H32年度)
生涯を通じた健康支援	こころの相談実施回数	117回 (H27年度)	150回 (H32年度)
様々な困難を抱えている人が安心して暮らせる環境の整備	人権相談実施回数	14回 (H27年度)	15回 (H32年度)

注）※印を付した項目については「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「推進計画」該当部分と位置づけます。



# 資料





# 天理市男女共同参画行動計画策定審議会設置要綱

## (設 置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現に向けて、総合的な視点に立った男女共同参画行動計画を策定するため、天理市男女共同参画行動計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 審議会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画行動計画の策定に関すること。
- (2) 必要な資料の収集及び調査に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関すること。

## (組 織)

第3条 審議会は、次に掲げる委員5名以内で組織する。

- (1) 市民代表（公募市民含む）
- (2) 市議会議員
- (3) 天理市女性教育推進連絡協議会役員
- (4) 天理市職員

2 委員は、市長が委嘱する。

## (任 期)

第4条 審議会の任期は平成29年3月末日とする。

2 委員が欠けた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によりこれらを決める。

2 会長は、審議会を代表し、会務全般をまとめる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会 議)

第6条 審議会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

## (庶 務)

第7条 審議会の庶務は、男女共同参画課において処理する。

## (補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附則

### (施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

# 女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

天 理 市

事業主（各任命権者）

市長  
市議会議長  
選挙管理委員会  
代表監査委員  
農業委員会  
教育委員会

天理市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、市長、市議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員、農業委員会及び教育委員会（以下「市長等」という。）が策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

本計画の期間は、法の有効期間である平成28年4月1日から平成38年3月31日までの内、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、「女性かがやき推進委員会」を設置し、本計画の策定又は変更、本計画に基づく取組の実施状況及び数値目標の達成状況の点検、評価等について協議を行ない、課題解決等に関して市長等に提言を行なう。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、市長等において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍をより一層推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、市長等において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、優先的に取り組むべきと考える課題に対応するものから順に掲げている。

- ①採用した職員に占める女性職員の割合
- ②管理的地位（課長補佐級以上）にある職員に占める女性職員の割合
- ③各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
- ④審議会等の委員に占める女性の割合
- ⑤男性職員の配偶者の出産に係る特別休暇取得日数

①採用した職員に占める女性職員の割合		27.3% (平成25年度から平成27年度)	30%以上 (毎年度)
②管理的地位（課長補佐級以上）にある職員に占める女性職員の割合		14% (平成27年末)	20%以上 (平成32年度末)
③各役職段階にある職員に占める女性職員の割合	係長相当職	32.1% (平成27年末)	35%以上 (平成32年度末)
	課長補佐相当職	19.2% (平成27年末)	30%以上 (平成32年度末)
	課長相当職	14% (平成27年末)	20%以上 (平成32年度末)
	部次長相当職	5.9% (平成27年末)	10%以上 (平成32年度末)
④審議会等の委員に占める女性の割合		18% (平成26年)	30%以上 (平成32年)
⑤男性職員の配偶者の出産に係る特別休暇取得日数		91.6%・2日 (平成27年)	100%・3日 (平成32年)

#### 4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

前述の数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、市長等においてそれぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行なった結果、優先的に取り組むべきと考える課題について、取り組む方法を順に挙げている。

##### ①採用した職員に占める女性職員の増加に向けて

平成28年度より仕事と子育てに励む女子職員の声の紹介などにより、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。また、女子大学生向けのPRを強化する。

##### ②課長補佐級以上職員に占める女性職員の割合の増加に向けて

平成28年度より女性職員に財政、政策立案業務が経験できるような人事配置を積極的に行う。

##### ③各役職段階にある職員に占める女性職員の割合の増加に向けて

平成28年度より係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を

念頭に置いた人材育成を行なう。平成28年度より女性職員のスキルアップに向けて研修や外部研修への派遣を積極的に行なう。また、女性職員による女性の活躍に向けた庁内研究会を開催し、先進事例の研究や女性職員の意見を集約し、市長等に提言を行っていく。

**④審議会等の委員に占める女性の割合の増加に向けて**

平成28年度より女性かがやき推進委員会で女性委員登用に向けて各担当課にヒアリング等を行ない、積極的な登用を推進する。

**⑤男性職員の配偶者の出産に係る特別休暇及び育児参加のための休暇取得日数の増加に向けて**

平成28年度より配偶者の出産に伴う特別休暇について、その内容等の周知徹底を図る。また、男性職員の育児参加等のワーク・ライフ・バランスを推進するため、年次有給休暇の取得目標を定め、取得日数の増加につなげていく。

以上の取組を進めることにより、数値目標達成に取り組むとともに、その他女性職員の活躍が本市の一層の活性化等に資するように各種取組を推進していく。

# 男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条～第12条）

#### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

#### 第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

##### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

##### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当

該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画

(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成

に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必

要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。



**附 則 （平成11年6月23日法律第78号） 抄**

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

**附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄**

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日  
（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄**

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

# 用語解説

---

## あ行

### ◆エンパワーメント (Empowerment)

個人の潜在能力を開発し、自己の権利や自尊心を回復することにより、経済力のみならず、政治的・社会的な意思決定に参画し、さまざまな場面において自分自身で決定できる力をもつことを意味する。

## か行

### ◆キャリア教育

児童生徒一人ひとりのキャリア（生涯従事する仕事や生き方）発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育て、しっかりとした勤労観、職業観を身につけることを目的とした教育のこと。

### ◆健康寿命

日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生活維持し、自立した生活ができる生存期間のこと。

## さ行

### ◆ジェンダー

社会的、文化的につくられた性差のことで、それぞれの性にふさわしいとされる思考や行動・態度のことをいう。生物学的な性別（セックス）と区別して用いられる。

### ◆ジェンダー・ギャップ指数

各国の社会進出における男女格差を示す指標。世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表しているもので、経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される。

### ◆事業主行動計画

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）及び行動計画策定指針に基づき、女性の活躍の現状を分析・把握し、目標、取組内容等を記載し策定する行動計画。国及び地方公共団体の機関が策定する計画を特定事業主行動計画、一般事業主が策定する計画を一般事業主計画という。300人以下の労働者を雇用する一般事業主については努力義務。

### ◆女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効。我が国は昭和60年（1985年）に批准。女子に対する差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保険、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

### ◆ストーカー行為

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、執拗な「つきまとい」など、相手に迷惑や攻撃を与える行為。平成12年（2000年）に「ストーカー規制法」が制定され、定義が明確化されるとともに、処罰の対象となった。

### ◆性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男性女性両方に向かう両性愛を指す。

これらは、いわゆるLGBTなどと呼ばれることがあるが、それらは一般的に、次のことを指す。

L：Lesbian（レズビアン） 女性の同性愛者。

G：Gay（ゲイ） 同性愛者、特に男性を恋愛の対象とする男性のこと。

B：Bisexual（バイセクシュアル） 男性も女性も好きになる人のこと。

T：Transgender（トランスジェンダー） 多くの人は性自認（自分のことを男性と思うか女性と思うか）が生物学的性（身体上の性別）と一致しているが、そうでなく身体上の性別に違和を感じる人。

### ◆性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」といった、性別によって役割を固定する考え方や意識のこと。性別によって役割を固定する意識は、結果的に男女格差を生み、男女の対等な社会参画を困難にする要因となっている。

### ◆セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

性的嫌がらせのこと。継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、「改正男女雇用機会均等法」では、セクハラ防止は事業主の責任としている。単に雇用関係にある者の間だけではなく、施設における職員とその利用者との団体、地域における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。

### ◆選択的夫婦別氏制度

夫婦は同じ氏を名乗るという現在の制度に加えて、希望する夫婦が結婚後もそれぞれの結婚前の氏を名乗る制度。本制度の導入については、引き続き検討を進めることとされている。

## た行

### ◆ドメスティック・バイオレンス

一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある男女（パートナー）間における暴力を指す。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、心理的な苦痛を与える精神的暴力、性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなど経済的に圧迫する行為も含まれる。

特に、交際中の異性から振るわれる暴力をデートDVという。

### ◆テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

## は行

### ◆ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

社会の対等な構成員として、さまざまな分野の活動に参画する機会の男女間格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。

## ら行

### ◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

平成6年（1994年）にカイロで開催された「国際人口・開発会議」で提唱され、平成7年（1995年）の「第4回世界女性会議（北京会議）」でも重要な課題となった。女性が生涯を通じて、自らのからだについて自己決定を行い、健康を享受することであり、身体的、精神的、社会的にこの権利が保障される状態をいう。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、思春期や更年期における健康上の問題、人権を尊重した治療のあり方など、生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題が含まれている。

## わ行

### ◆ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期という人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

## 男女共同参画に関する施策年表

西暦 (和暦)	世界	日本	奈良県	天理市
1975年 (昭和50年)	◇国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) ◇「世界行動計画」採択 ◇1976年から10年間で「国連婦人の10年」と決定(国連総会)	◇「総理府婦人問題担当室」発足 ◇「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企画推進会議」設置 ◇「育児休業法」公布(女子教員、看護師、保母等対象)		
1976年 (昭和51年)	◇ILOに「婦人労働問題担当室」設置	◇民法改正(離婚後の氏の選択)	◇婦人問題に関する窓口を「県民課」とする	
1977年 (昭和52年)		◇「国内行動計画」策定 ◇国立婦人教育会館開館 ◇「国内行動計画前期重点目標」発表	◇「婦人問題施策推進連絡会議」設置	
1978年 (昭和53年)		◇「国内行動計画第1回報告書」発表	◇「奈良県婦人問題懇談会」設置 ◇「婦人問題に関する世論調査」実施	
1979年 (昭和54年)	◇「国連婦人の10年」エスカップ地域政府間準備会議開催(ニューデリー) ◇「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	◇「国連婦人の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン) ◇世界会議で「女子差別撤廃条約」署名	◇「国内行動計画第2回報告書」発表 ◇「女子差別撤廃条約」署名 ◇民法改正(配偶者の法廷相続分)	◇婦人の地位と福祉の向上をめざして婦人問題懇談会より「提言」	
1981年 (昭和56年)	◇「ILO第156号条約」採択(ILO総会) ◇「女子差別撤廃条約」発効	◇「国内行動計画後期重点目標」発表	◇「婦人対策課」設置 ◇「奈良県婦人会議」設置 ◇「婦人相談コーナー」開設 ◇北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議を総理府と共催で実施	
1982年 (昭和57年)			◇「婦人情報コーナー」開設	
1983年 (昭和58年)		◇「国内行動計画第3回報告書」発表	◇「奈良県婦人問題啓発推進会議」設置	
1984年 (昭和59年)	◇「国連婦人の10年」エスカップ地域政府間準備会議開催(東京)			
1985年 (昭和60年)	◇「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議開催 ◇「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	◇「国籍法」改正(国籍の父母両系主義確立) ◇「国内行動計画第4回報告書」発表 ◇「女子差別撤廃条約」批准		
1986年 (昭和61年)		◇「男女雇用機会均等法」施行	◇「奈良県女性センター」開設 ◇「奈良県婦人行動計画」策定	
1987年 (昭和62年)		◇「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1990年 (平成2年)	◇「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直し及び評価に伴う勧告」採択			◇「天理市女性教育推進連絡協議会」設置
1991年 (平成3年)		◇「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定	◇「奈良県女性の現状と意識に関する調査」実施	
1992年 (平成4年)		◇「育児休業に関する法律」施行 ◇婦人問題担当大臣創設		
1993年 (平成5年)	◇「世界人権会議」開催(ウィーン)(国連総会)	◇「パートタイム労働法」成立 ◇中学校で家庭科が男女必修になる	◇「奈良県女性行動計画」<修正版>作成 ◇課の名称を「婦人対策課」から「女性政策課」に変更	◇「女性施策係」設置
1994年 (平成6年)	◇「開発と女性」エスカップ地域閣僚会議開催(ジャカルタ) ◇「国際人口・開発会議」開催(カイロ)	◇総理府に「男女共同参画室」設置 ◇高校で家庭科が男女必修になる ◇「男女共同参画審議会」設置 ◇「男女共同参画推進本部」設置	◇「男女が共に支える社会づくりのための県民意識調査」実施	
1995年 (平成7年)	◇「女性に対する暴力をなくす決議」採択(国連人権委) ◇「第4回世界女性会議」開催(北京) ◇「北京宣言・行動綱領」採択 ◇「人権教育のための国連10年」始まる	◇「育児・介護休業法」成立	◇「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ◇「花ひらく-奈良の女性生活史」発刊	
1996年 (平成8年)		◇男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」 ◇「男女共同参画2000年プラン」策定	◇「奈良県女性の現状(女性白書)」作成	
1997年 (平成9年)		◇「男女雇用機会均等法」「労基法」一部改正(平成11年4月全面施行)	◇「なら女性プラン21-奈良県女性行動計画(第二期)-」策定	◇女性施策係を課に昇格 ◇「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施
1998年 (平成10年)		◇男女共同参画審議会答申「男女共同参画社会基本法について」		◇「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査報告書」作成 ◇「天理市女性センター」開設 ◇天理市女性問題懇談会が「天理市女性行動計画」に向けての「提言」を提出

西暦 (和暦)	世界	日本	奈良県	天理市
1999年 (平成11年)		◇男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力のない社会を目指して」 ◇「男女共同参画社会基本法」成立		◇天理市女性行動計画策定委員会が「てんり女性プラン-天理市男女共同参画社会づくり計画-」を答申 ◇「天理市女性政策推進本部」設置
2000年 (平成12年)	◇国連特別総会女性2000年会議開催(ニューヨーク) 「北京宣言及び行動綱領の実施促進のためのさらなる行動とイニシアティブ」採択	◇「ストーカー規制法」成立 ◇「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」答申 ◇「男女共同参画基本計画」策定	◇「男女共同参画についてのアンケート」実施	◇「職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査」実施
2001年 (平成13年)		◇第1回男女共同参画週間 ◇「DV防止法」成立 ◇「男女共同参画会議」設置	◇課の名称を「女性政策課」から「男女共同参画課」に変更 ◇「奈良県男女共同参画推進条例」施行 ◇「奈良県1日女性模擬議会」開催 ◇「データでみるならの男女共同参画」作成	
2002年 (平成14年)		◇「育児・介護休業法」一部改正	◇「なら男女共同参画プラン21(奈良県男女共同参画計画(なら女性プラン21改訂版))」策定 ◇「奈良県男女共同参画県民会議」設置	◇「天理市女性センター」から「天理市男女共同参画プラザ」に名称変更 ◇課の名称を「女性施策課」から「男女共同参画課」に変更
2003年 (平成15年)		◇「次世代育成支援対策推進法」施行 ◇「少子化社会対策基本法」施行		
2004年 (平成16年)		◇「性同一性障害者特例法」施行 ◇「DV防止法」一部改正	◇「女性の就業環境に関する調査」(新長期ビジョン専門委託調査)実施	◇「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」実施 ◇「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査報告書」作成
2005年 (平成17年)	◇「第49回国連婦人の地位委員会」開催(通称「北京+10」(ニューヨーク))	◇「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		◇天理市男女共同参画推進懇話会が「天理市男女共同参画計画(仮称)策定に向けての提言」を提出 ◇「天理市女性政策推進本部」から「天理市男女共同参画推進本部」に変更
2006年 (平成18年)		◇「男女雇用機会均等法」改正	◇「なら男女GENKIプラン」(奈良県男女共同参画計画(第2次))策定	◇第2次天理市男女共同参画社会づくり計画「かがやきプラン21」策定
2007年 (平成19年)		◇「仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2009年 (平成21年)		◇「育児・介護休業法」改正	◇「女性の就業等意識調査」実施	
2010年 (平成22年)	◇第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)	◇「仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ◇「第3次男女共同参画基本計画」策定		
2011年 (平成23年)	◇「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)」発足		◇課の名称を「くらし創造部男女共同参画課」から「健康福祉部こども・女性局女性支援課」に変更 ◇「子育て女性就職相談窓口」を奈良労働会館内に設置	◇「仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)に関する市民意識調査」実施
2012年 (平成24年)	◇第56回国連婦人の地位委員会 ◇「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	◇「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定		
2013年 (平成25年)		◇「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定		
2014年 (平成26年)	◇第58回国連婦人の地位委員会 ◇「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	◇「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(生活の根拠を共にする交際相手からの暴力も法の適用対象)(平成25年公布)	◇「女性の社会参加に関する意識調査」実施	
2015年 (平成27年)	◇第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)(ニューヨーク)	◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ◇「第4次男女共同参画基本計画」策定	◇「女性の活躍促進会議」開催	
2016年 (平成28年)			◇「奈良県女性の輝き・活躍促進計画(第3次奈良県男女共同参画計画)」策定 ◇課の名称を「女性支援課」から「女性活躍推進課」に変更	◇「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定

## 天理市男女共同参画マスコットキャラクターの誕生について

天理市では市民1人ひとりの「輝き」を実現するために、女性も男性もイキイキと暮らせる男女共同参画社会を目指しています。

「男女共同参画について、もっともっと身近に感じ、考えてもらいたい。」こうした想いの中で、オスもメスもパートナーを大切に、出産後の妻を気遣い、協力して子育てをおこなうヨザルをモチーフに、天理市男女共同参画マスコットキャラクターが誕生しました。

名前はより親しみを持ってもらうために一般公募を行い、応募総数97件の中から厳選なる審査の結果、愛知県在住の榊原和行さん考案の、ママ「ジョブール」 パパ「イクザール」 子ども「スマイル」 に決定しました。

「ジョブール」には家事だけではなく社会で活躍してほしいという想い、「イクザール」には育児に積極的であってほしいという想い、「スマイル」にはパパとママといっしょでも遊べ、いつもニコニコしていてほしいという想いが込められています。

### 【ヨザル】

ヨザルはコロンビア東部からベネズエラ南部、ブラジル北部などに分布する夜行性のサルで、深い熱帯雨林などに生息しています。夜行性の動物で、ほとんど樹上で生活をおくります。

生まれたばかりの子どもの体重は100g程で、授乳の時を除いて、1～2週間はほとんどオスが育児を行い、移動の時も背中に乗せて移動します。

このようにオスとメスが支え合って子どもを育てる習性があります。



いっしょに男女共同参画社会を目指しましょう！

第3次天理市男女共同参画社会づくり計画

# かがやきプラン21

ひと ~女とひと男 ともにつくろう 輝きのまち~

---

発	行	天理市
担	当	くらし文化部 男女共同参画課
		〒632-0035
		奈良県天理市守目堂町 89 番地
		☎0743-68-2666
発行年月		平成 29 年 (2017 年) 3 月

---



